年　　　月　　　日

誓約書兼同意書

長崎市上下水道事業管理者　様

住　　　　所

商号又は名称

代表者 職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　私は、長崎市上下水道局公用車広告掲載を申請するにあたり、次の事項を誓約及び同意します。

　これらが事実と相違することが判明した場合には、市が行う一切の措置について異議を申し立てません。

1　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされたものではありません。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

2　会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされたものではありません。

3　長崎市暴力団排除条例（平成２４年長崎市条例第５９号。次号において条例という。）第２条第２号に規定する暴力団員（次号において同じ。）ではありません。また、長崎市が確認のため長崎県警察本部等に照会すること及び照会で確認された情報を今後市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

4　条例第２条第１号に規定する暴力団又は暴力団員に協力し、若しくは関与する等これらに関わりをもつ者その他集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として警察等捜査機関が確認した者ではありません。

5　法人にあっては役員（非常勤の役員を含む。）、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者、法人以外の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者のいずれかが前２号に該当すると判明した法人又は団体ではありません。

6　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しません。

7　契約締結時に不正を行った場合、いかなる処分を受けても異議、苦情を申し立てません。

8　長崎市の水道料金、下水道使用料、公共下水道事業受益者負担金・分担金及び水洗便所改築資金貸付金償還金について、滞納はありません。また、これらに係る滞納の有無を、長崎市上下水道事業管理者が調査確認することに同意します。

9　長崎市税に滞納はありません。また、長崎市上下水道局からの依頼にもとづき、長崎市長が長崎市税の課税及び納付状況を確認し、長崎市上下水道局へ情報提供することに同意します。